

【公開版】

2022 濃計発第 47 号

2022 年 10 月 17 日

使用 前 確 認 申 請 書

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 1 0 8

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十六条の三第三項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人に あつては、その代表者の氏名	名 称 日本原燃株式会社 住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 1 0 8 代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
加工施設の設置又は変更の工事に係 る工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 濃縮・埋設事業所 所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸
申請に係る加工施設の概要	放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画）） その他の加工施設 建物
法第十六条の二第一項又は第二項の 認可年月日及び認可番号	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和 4 年 6 月 1 4 日 原規規発第 2206149 号 （B ウラン濃縮廃棄物建屋増設）

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	<p>工事の工程</p> <p>構造、強度及び漏えいに係る検査</p> <p>期日 自 2022年11月</p> <p>至 2024年 2月</p> <p>場所 濃縮・埋設事業所</p>
	<p>工事の工程</p> <p>基本設計方針に係る検査</p> <p>期日 自 2022年11月</p> <p>至 2024年 2月</p> <p>場所 濃縮・埋設事業所</p>
	<p>工事の工程</p> <p>品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>期日 自 2022年10月</p> <p>至 2024年 2月</p> <p>場所 濃縮・埋設事業所</p>
申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期	2024年（令和6年）3月
加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法	なし

添付資料 - 1 : 工事の工程に関する説明書

添付資料 - 2 : 工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料 - 3 : 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程における放射線管理については、設工認に示す「I-2 工事の方法」のうち「3. 工事上の留意事項」に従い、以下を行う。

加工施設の設置又は変更の工事の実施にあたっては、本設工認申請書（基本設計方針等）、事業変更許可申請書、加工施設保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。

- f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。
- g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、放射性気体及び液体廃棄物の放出管理については、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度及び放射性液体廃棄物の放出に起因する線量が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。
- j. UF₆を取り扱う機器のある管理区域内で工事等を行う場合、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接するUF₆を取り扱う機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、間仕切り板等を設置する。
また、標識・表示等により周知を図り、関係者以外の工事区域への立入を制限する。
- k. 管理区域内の作業においては、作業手順、装備、汚染管理、連絡体制等を記載した作業管理要領書を作成するとともにUF₆の取り扱い系統の配管切断等を伴う開放作業においては、作業用ハウス等により作業区画を設定し、汚染の拡大を防止する。
- l. 管理区域内作業時に早期にUF₆漏えいを検知し、放射線業務従事者が速やかに退避できるように可搬式HF検知警報装置を携行する。

施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

加工施設における施設管理の重要度について、「加工施設 施設管理要領」(E51605-001)に基づく「ウラン濃縮工場 施設管理細則」(F51605-007)に従い、保全対象機器に対し、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮し、下表に示す保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）を設定し管理を行う。

保全重要度	設定の考え方
A	重大事故に至るおそれがある事故等の発生防止、拡大防止、影響緩和に係る機能要求があり、機能喪失時の影響が大きく、最大限の予防保全を実施する機器 ¹
B	保全重要度Aに該当する機器以外で事業変更許可申請書、設工認申請書の本文、仕様表、系統図等に記載されている一般産業機器以上の機器 ²
C	一般産業機器と同等の機器、他法令等に要求されている機器 ³
D	保全重要度A～Cに該当しない機器

Bウラン濃縮廃棄物建屋増設における申請において、使用前確認を受けようとする対象施設には、保全重要度Aに該当する機器はない。

別紙-1に本申請の各機器の保全重要度一覧を示す。

なお、設工認との関連において、各機器の耐震重要度分類を併記する。

¹ ただし、以下に該当する機器を除く（以下に該当する機器は、保全重要度を下げる）

- i. 冗長系または代替機能を有するため、一つの故障で安全機能の喪失や事故に至ることがなく、影響範囲が当該機器に限定され、他の系統、機器へ波及的影響を及ぼすことがない

例) 重大事故に至るおそれがある事故時に使用する非常用通報設備、通信連絡設備、資機材（サーバイメータ、防護服等）は複数あるため、共通要因故障のないものはAからBへ

- ii. 異常（経年劣化）の進行が遅いまたは減肉、制限値等の安全担保要件に対して、設計マージンが十分取られている
- iii. 故障、事故に至る前に容易に異常の検知が可能であり、短時間で修復回復または許容可能な範囲の時間内に修復することで安全上支障ないもの

² 同上

³ 同上。なお、事後保全よりも予防保全の方が適切な場合は、保全重要度Cとする。

各機器の保全重要度一覧

設工認の認可番号等：令和 4 年 6 月 14 日 原規規発第 2206149 号

(B ウラン濃縮廃棄物建屋増設)

施設区分	設備区分	機種	名称	保全重要度	耐震重要度分類
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備(廃棄設備(区画))	建物・構築物(保管・廃棄エリア)	固体廃棄物保管廃棄区画(E ウラン濃縮廃棄物室)	B	第 3 類
			固体廃棄物保管廃棄区画(F ウラン濃縮廃棄物室)	B	第 3 類
その他の加工施設	建物	建物・構築物	B ウラン濃縮廃棄物建屋	B	第 2 類